寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第18号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

## 附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。